



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年2月6日火曜日 第481号

◇ 目 次 ◇

知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課).....	49
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課).....	49
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課).....	49
保安林予定森林.....	(").....	49
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課).....	50
道路の区域変更(県道十和吉野線).....	(南予地方局管理課).....	50

告 示

○愛媛県告示第81号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和6年2月6日

愛媛県知事 中村時広

- 指定が失効する知事指定薬物の名称
 - 2-(エチルアミノ)-2-(3-ヒドロキシフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
 - N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類
 - エチル=3,3-ジメチル-2-(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド)ブタノアート及びその塩類
 - 前各号に掲げる物を含有する物

- 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

- 失効の日

令和6年1月29日

○愛媛県告示第82号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、愛媛県八幡浜市川之内、郷、国木、五反田、中津川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年2月6日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用道路整備事業・八幡浜中央地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間

令和6年2月7日から3月7日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第83号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年2月6日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町日野川132から139まで、147、150、151、157から164まで、168、169、174から186まで、188、189、197、198
- 指定の目的

土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
日野川132・135・136・176から179まで・182・184・188・198(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第84号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月6日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所

四国中央市富郷町豊坂丙229、丙230、丙256
- 指定の目的

土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

富郷町豊坂丙229・丙230・丙256（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

○愛媛県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川980番2地先	旧	メートル 4.4～8.0	キロメートル 0.036	
		北宇和郡松野町大字奥野川980番2	新	7.8～11.5	0.036	

西条市楠河土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年2月6日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 典 夫	西条市楠甲88番地
"	森 川 広 志	西条市河原津甲514番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 典 夫	西条市楠甲88番地
"	阿 部 勝 房	西条市河原津甲504番地1